

第4回定例会

議案第76号

安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月8日

安芸高田市長 藤本 悅志

安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

安芸高田市火災予防条例(平成16年条例第178号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第3章の2まで (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章から第7章まで (略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第3章の2まで (略)</p> <p>第4章から第7章まで (略)</p> <p>附則</p>

<p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条から第7条まで (略)</p>	<p>第1章及び第2章 (略)</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条から第7条まで (略)</p>
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>	<p><u>(サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p>
<p>第8条から第17条の3まで (略)</p>	<p>第8条から第17条の3まで (略)</p>
<p>第2節及び第3節 (略)</p>	<p>第2節及び第3節 (略)</p>
<p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p>	<p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p>
<p>第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p>	<p>第29条 火災に関する警報_____が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p>
<p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 第29条の2から第29条の6まで (略)</p>	<p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 第29条の2から第29条の6まで (略)</p>
<p>(住宅における火災の予防の推進)</p>	<p>(住宅における火災の予防の推進)</p>
<p>第29条の7 安芸高田市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第29条の7 安芸高田市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第4章及び第5章 (略)

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

第42条の2 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

第4章及び第5章 (略)

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

第42条の2 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)から(6)まで (略)
2 (略)

第6章 雜則
第43条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとするものを含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて、審査を受けなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2から(15)まで (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2)から(6)まで (略)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第45条の2から第49条まで (略)

第7章 (略)

(4)から(6)まで (略)
2 (略)

第6章 雜則
第43条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとするものを含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて、審査を受けなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2から(15)まで (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____

(2)から(6)まで (略)

第45条の2から第49条まで (略)

第7章 (略)

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 29 条の 7 及び第 44 条の改正規定は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。